

令和5年度

使用者募集案内



秋田市北部墓地
合葬墓（がっそうぼ）

募集
期間

令和5年8月16日（水）から
令和5年8月29日（火）まで

応募者多数の場合は、抽せんにより使用者を決定します。
（先着順ではありません。募集期間内にお申し込みください。）

令和5年8月

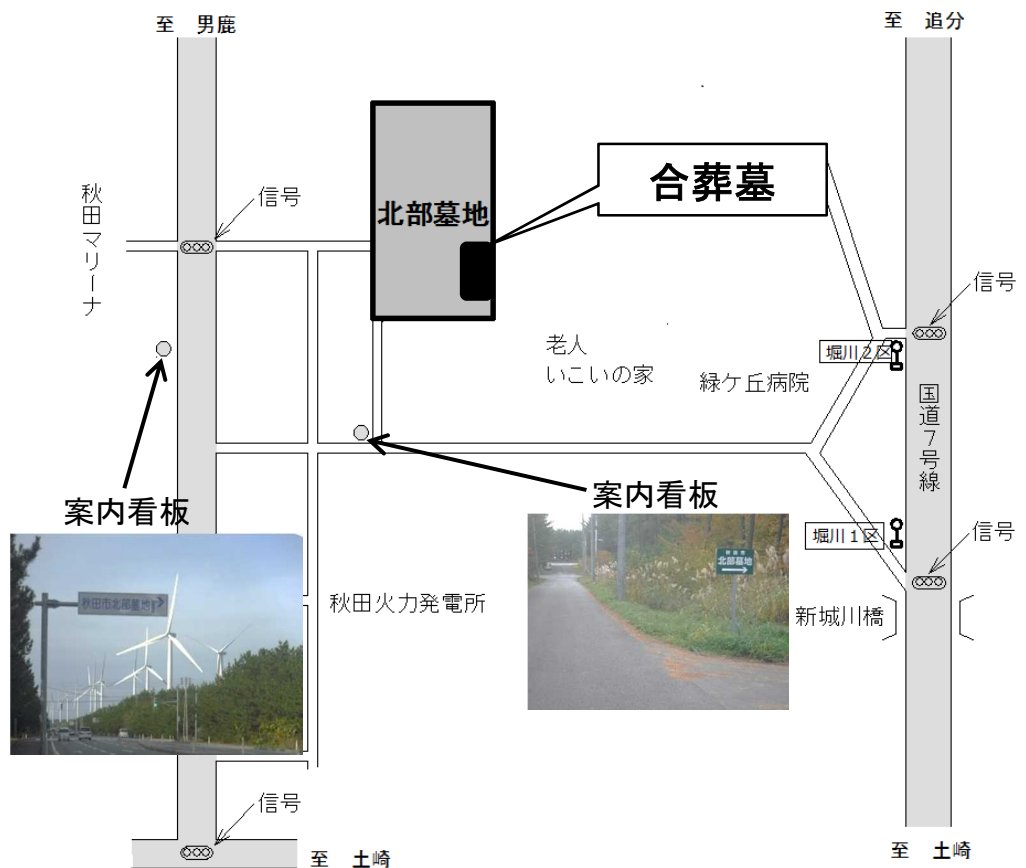
北部墓地合葬墓の所在地、交通手段および案内図など

【所在地】 秋田市飯島字堀川84番地180

【交通手段】 車 秋田駅から約13km 約25分
 追分駅から約4km 約10分

バス 秋田駅西口から五城目線又は追分線乗車
 堀川1区バス停下車 約45分
 堀川1区バス停から約2km 徒歩約30分

【案内図】



【全体設備】

トイレ



あずまや



水場



駐車場



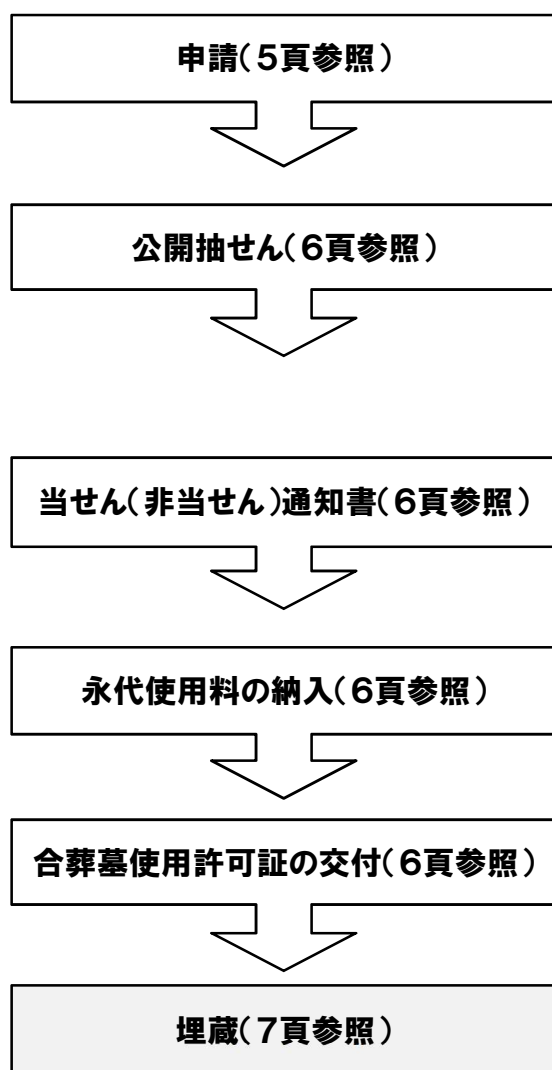
募集体数および永代使用料

募集体数および永代使用料は次のとおりです。

募集体数	50体
永代使用料	焼骨1体につき17,000円

※年間の管理手数料はかかりません。

申請から埋蔵までの流れ



○8月16日(水)～8月29日(火)

※受付後に合葬墓受理票兼公開抽せん通知書を交付します。

○9月1日(金)

○会場：秋田市役所 正庁(5階)

※応募体数が募集体数を超えないときは公開抽せんを行いません。

○9月上旬に、応募のあった方全員に当せん(非当せん)通知書を郵送します。

○当せん通知書が届いた方は、9月21日(木)までに永代使用料を納入してください。

○永代使用料の納入を確認後、10月上旬に合葬墓使用許可証を郵送します。

○焼骨を骨箱などから取り出し、他の焼骨と一緒に直接埋蔵します。

○秋田市では供養は行いません。

○故人の名前や戒名などを刻む墓誌はありません。



申請要件

要件

【埋蔵申請】 お墓がなく、焼骨を自宅に保管又は寺院などに預けている方

② 秋田市に住所又は本籍がある方

② 秋田市に住所かつ本籍はないが、死亡時に秋田市に住所又は本籍があった故人の焼骨を埋蔵しようとする方

【改葬申請】 秋田市の市営墓地から改葬しようとする方

※現在、使用している市営墓地を返還することとし、6か月以内に返還手続きをしていただく必要があります。

今年度は、生前申請（自身が亡くなった後の焼骨の埋蔵希望）および秋田市の市営墓地以外（寺院墓地・部落墓地など）からの改葬申請については、対象としておりません。ご了承ください。

申請書および添付書類

申請書	添付書類
【埋蔵申請】	
合葬墓使用許可申請書 (様式第1-1号)	申請者の本籍が記載された住民票(概ね提出日前1か月以内に発行されたもの)
	死体(胎)埋葬・火葬許可証(内容確認後返却します)
	遺骨保管証明書(焼骨を寺院などに預けている方)
	お墓がないことの申告書
合葬墓使用許可申請書 (様式第1-1号)	申請者の本籍が記載された住民票(概ね提出日前1か月以内に発行されたもの)
	死体(胎)埋葬・火葬許可証(内容確認後返却します)
	※上記の火葬許可証で故人の住所又は本籍が秋田市と確認できない場合は、別途住民票や戸籍個人事項証明書などを提出していただくことがあります。
	遺骨保管証明書(焼骨を寺院などに預けている方)
	お墓がないことの申告書
【改葬申請】	
合葬墓使用許可申請書 (様式第1-2号)	墓地使用許可証(内容確認後返却します)
	市営墓地からの改葬に関する確約書

公開抽せんにより非当せんとなった方に対しては、提出された住民票などの添付書類を非当せん通知書に同封し、返却します。

申請

以下のいずれかの方法で申請してください。

窓口での申請

- 1 期 間 令和5年8月16日（水）～8月29日（火）（土、日を除く）
- 2 時 間 午前8時30分～午後5時15分（駅東サービスセンターは午前9時から）
- 3 窓 口

生活総務課（本庁舎1階）	電話 888-5624
北部市民サービスセンター	
市民生活担当	電話 893-5983
西部市民サービスセンター	
戸籍・住民票担当	電話 826-9005
南部市民サービスセンター（別館を除く）	
市民担当	電話 838-1215
駅東サービスセンター（アルヴェ）	電話 887-5320
河辺市民サービスセンター	
産業・建設・地域支援担当	電話 882-5161
雄和市民サービスセンター	
市民生活担当	電話 886-5525

郵送による申請

申請区分に応じた合葬墓使用許可申請書および添付書類を以下に郵送してください（8月29日（火）必着）。

【郵送先】〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部 生活総務課 墓地・斎場整備担当 行

電子申請

申請期間 8月16日（水）午前8時30分～8月29日（火）午後5時15分

【申請サイト】秋田市ホームページ (<https://www.city.akita.lg.jp>)
※サイト内検索に、「1039198」と入力してください。

合葬墓受理票兼公開抽せん通知書

申請を受付した後、申請書ごとの受理番号を記載した合葬墓受理票兼公開抽せん通知書を交付します。郵送又は電子申請で申請された方へは、郵送又はメールで送付します。

「埋蔵又は改葬する焼骨が複数体ある」、「埋蔵申請と一緒に改葬申請をする」ために一緒に抽せん（当せん後の使用許可）を希望する方は、「同一の受理番号とする旨の申出書」を申請時に提出してください。

公開抽せん

応募体数が募集体数を超えないときは応募者を当せん者とし、秋田魁新報「秋田市広報板」および秋田市ホームページにより公開抽せんを行わない旨をお知らせします。

また、応募体数が募集体数を超えたときは以下のとおり公開抽せんを行い、当せん者を決定します。

- 1 抽せん日時 令和5年9月1日（金）午前10時（午前9時30分から受付）
- 2 会 場 秋田市役所 正庁（5階）
- 3 抽せん方法 コンピュータソフトを用いた方法により、合葬墓受理票兼公開抽せん通知書に記載の受理番号に対して乱数を発生させて行います。
- 4 入場・見学 自由に入場・見学していただくことができますが、参加の有無により当せん者の決定に影響を及ぼすことはありません。
- 5 そ の 他 入場・見学の場合は、マスクの着用をお願いします。また、やむを得ない場合を除き、付き添いの方の入場はご遠慮ください。

当せん(非当せん)通知書

9月上旬に、応募のあった方全員に当せん（非当せん）通知書を郵送します。

永代使用料の納入

当せん通知書に永代使用料の納入通知書を同封しますので、秋田市指定金融機関などにおいて、9月21日（木）までに納入してください。

合葬墓使用許可証の交付

永代使用料の納入を確認後、10月上旬に合葬墓使用許可証を郵送します。

埋蔵

合葬墓へ埋蔵する際は、生活総務課へ電話で埋蔵日時の仮予約をした後、埋蔵・改葬届兼納骨予約書を提出してください。埋蔵・改葬届兼納骨予約書は、合葬墓使用許可証に同封して郵送します。

なお、以下の点に留意してください。

- 1 合葬墓に焼骨を埋蔵することができるのは、年末年始、お彼岸（春・秋）およびお盆期間中を除いた日の午前10時、午前11時、午後1時および午後2時です。

なお、天候などにより埋蔵に支障をきたす場合は、日程の変更をお願いする場合があります。

- 2 埋蔵日当日は、現地に合葬墓使用許可証と焼骨を持参してください。

なお、使用許可を受けた対象者以外の焼骨は埋蔵できません。

また、本市で線香皿を用意しますが、ろうそく立てなどについては必要に応じてご準備ください。

- 3 本市職員が立ち会いをし、焼骨を骨箱などから取り出し、他の方々の焼骨と一緒に直接埋蔵します。

なお、埋蔵後、合葬墓使用許可証と焼骨が入っていた骨箱などはその場で返却します。

- 4 秋田市では供養は行いません。

また、故人の名前や戒名などを刻む墓誌はありません。

※合葬墓に埋蔵した焼骨を改葬・分骨・返還することはできません。

墓参にあたっての注意点

- 1 墓参は、献花台前にてお願いします。お花以外の供物などは、必ずお持ち帰りください。また、ろうそく立てや線香立てがありませんので、必要に応じて持参してください。
- 2 合葬墓は、多数の焼骨が埋蔵されている施設です。長時間の占有は避け、譲り合いのうえ墓参してください。
- 3 路上駐車は、事故や渋滞にもつながりますので、所定の駐車場を利用してください。
- 4 お彼岸やお盆時は、墓参のための車両で大変混みあいます（特に午前9時頃～午後1時頃）。駐車スペースが限られていますので、墓参日や混み合う時間帯を避けるなどのご協力をお願いします。
- 5 冬期間は、墓地内の除雪は原則行いません。また、給水場は、冬期間（12月上旬～3月上旬）は使用できません。

【問い合わせ先】秋田市市民生活部生活総務課

018-888-5624（平日8:30～17:15）